

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて

この度、入札及び契約に係る手続において、押印等の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1. 入札及び契約に係る手続における書面手続について

(1) 押印を省略できる書類

- ① 見積書
- ② 請求書
- ③ その他入札及び契約に係る手続において事業者から提出いただく書類  
(例. 競争参加資格確認申請書、技術提案書 等)

なお、法令等その他の定めにより書面による手続きにおいて、押印が省略できない場合がございます。

(2) 押印省略時の措置 押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただきます。

(3) 本件取扱開始日 本取扱いは、令和3年2月1日以降の調達案件について運用開始とします。